

亀山市告示第230号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成28年11月30日に職権で消除したので、同条第4項の規定によりその旨を通知しなければならないところ、本人に通知することが困難であるので告示する。

平成28年12月5日

亀山市長 櫻井 義之

前住所	氏名	生年月日
亀山市野村一丁目1番9-202号 ハイマート野村B棟	L I L I M I N G（李麗明）	1977年1 月28日
亀山市野村一丁目1番9-202号 ハイマート野村B棟	福原 振宴	平成21年1 月20日